

## T P P 協定の交渉状況等について

25. 1. 30 道政策局

## 1 T P P 協定の概要 ※ 内閣官房国家戦略室の資料等より

## (1) 基本的考え方

## ①高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P) に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

## ②非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

F T A の基本的な構成要素である物品市場アクセス (物品の関税の撤廃・削減) やサービス貿易のみではなく、非関税分野 (投資、競争、知的財産、政府調達等) のルール作りのほか、新しい分野 (環境、労働、「分野横断的事項」等) を含む包括的な協定として交渉されている。

## (2) T P P 協定の交渉日程等

- ・ 第1回会合 (2010. 1月 豪州/ P 4加盟国(シンガポール、NZ、刊、ブルネイ)、米、豪、ペルー、ベトナムで交渉開始)
- ・ 第2回会合 (6月 米国) 、・ 第3回会合 (10月 ブルネイ/マレーシアが新規参加)
- ・ 第4回会合 (12月 NZ) 、・ 第5回会合 (2011. 2月 チリ) 、・ 第6回会合 (3月 シンガポール)
- ・ 第7回会合 (6月 ベトナム) 、・ 第8回会合 (9月 米国) 、・ 第9回会合 (10月 ペルー)
- ・ 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議を開始する意向を表明(11月)
- ・ 第10回会合 (12月 マレーシア)

・ 日本と交渉参加9カ国との事前協議(2012. 1~2月)
--------------------------------

日本の交渉参加について、豪州、NZ、米国は継続協議、その他6カ国は支持(事前協議の概要は別紙)

- ・ 第11回会合 (3月 豪州) 、・ 第12回会合 (5月 米国) 、・ 第13回会合 (7月 米国)
- ・ 第14回会合 (9月 米国) 、・ 第15回会合 (12月 NZ/ メキシコ、カナダが新規参加)

(以下、予定)

- ・ 第16回会合 (2013. 3月 シンガポール)
- ・ 第17回会合 (5月 ペルー)、
- ・ 第18回会合 (9月 )

<b>〔2013年の主な外交日程(予定)〕</b>
---------------------------

4/20~21 APEC 貿易担当大臣会合 (インドネシア)
6/17~18 G8 (北アイルランド)
9 /5~ 6 G20 (ロシア)
10/7~ 8 APEC (インドネシア)

## 2 T P P 協定に係る主要分野の交渉状況 (抜粋) ※2012. 3月 国家戦略室資料より作成

## (1) 物品市場アクセス (物品の関税の撤廃・削減)

- ・ 交渉対象については、全ての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけないが、最終的な関税撤廃の原則については定かではない。センシティブ品目の扱いは交渉分野全般のパッケージの中で決まるとされている。
- ・ 長期の関税撤廃などを通じて最終的に関税をゼロにするのが原則とされている模様。90~95%を即時関税撤廃し、残る関税も7年以内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を支持している国が多数ある中で、即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある模様。
- ・ センシティブ品目の扱いについては、関税の撤廃・削減の対象としない「除外」や、扱いを先送りする「再協議」は原則として認めず、10年以上を含む長期間の段階的関税撤廃というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多いが、合意には至っていない。現時点で除外を求めている国はない。

## (2) 原産地規制

- ・ 加工農産品について、基本的に輸入材料の使用を認める方向で議論が進んでいるが、原産品として認められるために必要な基準については、合意に至っていない。他方で、一部の加工農産品については、輸入材料の使用を認めない厳格な基準の適用を求めている国もあるとの情報がある。
- ・ 原産品であることを証明するための制度について、輸出者自ら証明書を作成する自己証明制度を中心に議論が進んでいるが、受け入れに難色を示す国もあり、国ごとに異なる制度を適用するべきとの意見もあるとの情報がある。

### (3) S P S (衛生植物検疫)

- ・W T O衛生植物検疫協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意がある。具体的には、リスク評価の透明性強化、科学的根拠の定義、国際基準との調和や情報共有、協力、紛争解決、委員会設置などが議論されている。
- ・現在のところ、特定品目に関する提案はない。個別措置の解決については、T P P協定交渉の議題には載せていないが、二国間で議論している国もあるとの情報がある。

### (4) T B T (貿易の技術的障害)

- ・遺伝子組み換え作物やその表示方法、自動車についての提案はない。

### (5) 政府調達

- ・W T O政府調達協定並みの規定とするか、それを上回る水準のものとするかを中心に交渉が行われている。
- ・対象機関については、地方政府及びその他の機関も含めることを目指している国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論されている。

### (6) 越境サービス

- ・W T Oサービス貿易一般協定に盛り込まれている、無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保、現地拠点設置要求禁止、ラチェット条項等に関する規定が議論されており、核となる要素のほとんどについて合意した。

### (7) 商用関係者の移動(一時的入国)

- ・いわゆる単純労働者の移動は議論の対象となっていない。

### (8) 金融サービス

- ・保健サービスについて民間との対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているとの情報があるが、郵政事業体や共済といった個別分野の扱いについては明らかになっていない。また、郵政事業体や共済についてはこれまで議論はないとの情報もある。
- ・公的医療保険制度などサービス一般協定でも適用除外となっている国が実施する金融サービスの提供は議論の対象となっていない模様。  
※米国は公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行することを要求していることはないと明言。

### (9) 投資

- ・I S D S手続については、乱用を防ぎ、投資保護の国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されており、その適用範囲についても議論が続いている。I S D S手続を利用した乱訴を防ぐべきであるとの認識が共有されているという情報や、国家による一定の行為についてはI S D Sの対象外とすることを議論しているという情報もある。I S D S手続きの透明性確保のための規定が検討されているとの情報もある。I S D S手続の導入そのものに反対している国もある。

### (10) 環境

- ・野生動物の違法取引、漁業補助金、違法伐採、サメの保護等に関する米国の提案等につき議論が行われているが、議論は修練していない模様。漁業補助金については、過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるが、各国との間で対立があり、合意に至っていない。

## 3 T P P協定等に係る交渉状況(2012.4月以降) ※国家戦略室・外務省資料より作成

### (1) 石田内閣府副大臣のカナダ・米国との意見交換(4/1~6)

- ・カナダは、仮にT P P交渉入りした場合には、供給管理制度の対象品目も含め全ての品目をテーブルの上のせて交渉する用意はあるが、交渉入りする前に条件等について交渉は行わないとの立場。
- ・米国は、混合診療や単純労働者の受け入れ、資格の相互承認等について一切求めることはないという点を改めて明言。また、自動車保険等の個別論点について議会や利害関係者が強い関心を有しているとの説明。特に保険については、郵政民営化法改正法案についての懸念が業界団体等から表明。

(2) 日米首脳会談(4/29~5/1)

- ・ オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉についての関心が表明。

(3) 第12回交渉会合 (5/8~16 米国)

- ・ 期待していたより良い進展があり、中小企業による協定利用促進に関する議論が終結。投資、商用関係者の移動、原産地規則、知的財産、サービス貿易、市場アクセス、税関手続、労働及び環境等に関する章が前進。また、規制制度間の整合性、TPP参加国間のサプライ・チェーンの深化、開発の促進といったその他の分野的横断事項についても妥結へ向けて前進。
- ・ 市場アクセスの協議では、各国の鉱工業品、農産品及び繊維市場へのアクセスを提供する野心的な関税パッケージを作成するために取り組みを継続。また、各国のサービス及び政府調達市場の自由化に向けた約束に関する議論を実施。
- ・ 国有企業に関する米国の提案について有意義な議論を行ったほか、環境、デジタル・エコノミー及び地域的サプライチェーンの開発などに関する新しい課題についても建設的な議論を行った。なお、チリは環境保全及び生物多様性に関し、チリの農業の利益を守ることを前提に、現行の国際法に沿った提案を行った。

(4) 自動車についての米側関心事項について(6/6, 8)

- ・ TPP交渉参加に向けた米国との協議に関し、双方が協力して作業を進展させる方とについて意見交換を行う中で、自動車分野について関係業界や議会等の意見・要望等を踏まえて伝えられているいろいろな考えを6項目として整理。

①透明性、②流通、③技術基準、④認証手続き、⑤新/グリーン・テクノロジー、⑥税

(5) 第13回交渉会合 (7/2~10 米国)

- ・ 重要な進展があり、交渉が行われている20以上の分野について妥結に向け引き続き前進した。
- ・ 税関、越境サービス、電気通信、政府調達、競争政策及び協力とキャパシティビルディング(途上国が自らの能力を構築すること)を含む多くの分野において特に重要な進展があった。また、原産地規則、投資、金融サービス、一時的入国等を含むその他の分野においても実質的な進展があった。より複雑でセンシティブな分野である知的財産、国有企業、環境についても議論を行った。
- ・ 各国の鉱工業品、農業及び繊維市場へのアクセスを与える野心的な関税パッケージについて、集中的な協議が続けられた。加えて、米国と他のTPP交渉国が新しい潜在的機会があると見なしているサービス市場についても、自由化に関する特定のコミットメントについて協議された。
- ・ 協定の利益を更に増大させるために、どのように地域のサプライチェーンを発展させるかについての議論も進展した。
- ・ 米国は、知的財産の作業部会において、著作権の制限と例外に関する新しい提案を行った。

(6) APEC閣僚会議におけるTPP閣僚会合(9/6 ロシア)

- ・ 参加9カ国の貿易大臣は、APECの機会に会合を開催し、これまで13回の交渉会合における進展を確認し、第14回会合に向けて交渉官に努力を倍加するよう指示した。
- ・ また、これまでの交渉の進展について、各国の首脳に報告するための「閣僚報告書」に合意した。
- ・ 10月からTPP交渉に参加するであろうメキシコ、カナダの貿易大臣とも会合を持った。

(7) 第14回交渉会合(9/6~15 米国)

- ・ 交渉は更に進展し、ロシア・ウラジオストクで表明されたTPP首脳声明による首脳からの指示に従い、交渉担当者は、可能な場合には残る問題を解決すること及び更なる作業が必要な事項に関する関係国間の差異を狭めることに集中した。
- ・ 協定の29の章の条文に合意するため、交渉参加9カ国の交渉担当者は取組を進めた。
- ・ 市場アクセス、税関、原産地規則、貿易の技術的障害、衛生植物検疫、越境サービス、電気通信サービス、政府調達等を含む幅広い分野で進展があった。
- ・ 鉱工業品、農業、繊維、サービスと投資、及び政府調達に関し、各国が作成している関税及び他の市場開放に関する特定の約束の策定も引き続き前進した。
- ・ 交渉参加9カ国は、知的財産、環境、労働等の重要な課題についても引き続き重点的に取り組んだ。

(8) 日米首脳会談 (11/20 カンボジア)

- 両首脳は、TPPをはじめとする日米の経済関係について、日米間の貿易・投資関係の強化及びアジア太平洋地域の経済統合の推進に取り組んでいくことを確認した。野田総理より、TPPに関し、課題を乗り越えるべく日米間で協議を加速していきたい旨述べ、オバマ大統領より基本的に理解を得た。

(9) 第15回交渉会合 (12/3~12 NZ)

- メキシコ及びカナダが、全体交渉会合に初めて参加。
- メキシコ及びカナダを円滑に交渉に組み入れること、及び2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標とされた。29章からなる協定の残る部分をまとめるべく更なる取り組みがなされ、交渉全体として進展があった。
- 貿易の技術的障壁、電気通信サービス、税関手続、衛生植物検疫といったより技術的な分野では、交渉担当者は問題を解決すべく、また、残された問題については妥結への明確な道筋を策定すべく取り組み、次回交渉会合までの間も作業を行うことに合意した。
- 知的財産、環境、投資等のより複雑又はセンシティブな分野では、より技術的な問題の解決へ向けた作業が行われるとともに、交渉妥結の際に解決が必要な難しい問題についても、実質的な立場の相違の明確化に向けた作業が行われた。
- 市場アクセスについても、首脳及び閣僚が設定した野心の水準を満たし、かつ全ての参加国が受入れ可能な全体的なパッケージの策定に向けて議論を継続し、作業の前進をみた。交渉担当者は、鉱工業品、農業、繊維に関する関税パッケージ及び原産地規則の策定に関する作業を継続した。また、各国のサービス、投資、政府調達の世界市場を開放するコミットメントについても議論を行った。また、次回交渉会合で更なる進展が得られるように、交渉会合間の作業に関する予定表を策定した。

## T P P 協定参加に向けた参加国との事前協議の内容 (抜粋)

## (1) 米国 (2012. 2/7 及び 2/21~22)

質問・確認・説明 (日本)		質問・確認・説明 (米国)
・仮にT P P 交渉に参加する場合には、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。	←	・T P P 交渉に参加すれば、すべての品目を自由化交渉の対象とする用意があるか。
・T P P 交渉で対象となっている関税以外のすべての分野においても、高いレベルの経済連携を目指し、そのため、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、規制、非関税措置を含む抜本的国内改革を推進する方針である。	←	・サービス貿易や労働・環境といったT P P の対象となる21分野に対応する用意があるのか。
・我が国の交渉参加に関する米国国内における検討状況	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として肯定的な意見が大勢。しかし、現在行われている交渉を遅らせないことやT P P の高い水準を満たすことを条件にしている意見も多い。</li> <li>・日本が重要な市場であること、日本の参加によってT P P は更に重要かつ有意義なものとなること等の指摘があった。更に、日本の参加は知財分野等において、T P P の野心の水準を高めることに役立つとの指摘もあった。</li> <li>・パブリック・コメント等で出されている意見の中から、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の4分野について紹介があった。</li> </ul> <p>*意見総数 115件 (肯定99件、否定8件、不明8件)</p> <p>[肯定的意見の団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全米商工会議所、米国食肉協会、全米製造業協会、米国保険協会、米国速達協会 など</li> </ul> <p>[否定的意見の団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全米自動車政策評議会、全米労働総同盟産業別組合会議、ジェネリック医薬品協会、全国農業協同組合中央会、メーン州市民通商政策委員会 など</li> </ul>
・国内において頻繁に提起される事項に関する質問をリストとして提出するので米側から正確、詳細な情報を得たい。	→	・公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受け入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他のT P P 交渉参加国にそのようなことを要求していることはない。
・センシティブ品目の取扱いについて関税撤廃からの除外があり得るのか。	→	・TPP は包括的な協定を目指している。

## (2) 米国以外の8カ国 (2012. 1~2月)

質問・確認・説明 (日本)		質問・確認・説明 (8カ国)
・日本の交渉参加に関する各国の立場について	→	<p>(基本的に歓迎だが、一部に次のような発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本が包括的で高い水準の協定、特に包括的関税撤廃という目標に応えられるのかが関心事項であり、確信を得たい。日本の交渉参加に関しては引き続き検討したい。</li> <li>・日本がT P P についての結論に至ることを期待。日本は交渉参加の基準に適合することをまだ示していない。</li> </ul>
・日本の交渉参加の条件として求めるもの	→	・そうしたものはない。
・新規交渉参加に向けたプロセスについて	→	・複数の国が、①全交渉参加国との個別協議、②全交渉参加国による交渉参加の承認、というプロセスを経る必要がある。
・新規交渉参加国に求める共通の条件について	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的で質の高い自由化へのコミットメントを交渉参加の条件として9カ国で同意しているわけではない。</li> <li>・事前に除外を求めることなく、全てを交渉のテーブルにのせ、包括的自由化にコミットすることが参加の条件である。</li> <li>・包括的で高いレベルの自由化へのコミットメントは交渉参加の前提条件ではないが、交渉参加国間で共有されている野心を共有す</li> </ul>

		<p>ることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 包括的かつ高いレベルの自由化へのコミットメントについては具体的な判断基準はない。</li> <li>• 包括的かつ高いレベルの自由化の水準にコミットすることは、参加のための基準である。</li> <li>• T P P交渉の広い範囲や、T P P交渉の高い水準を受容するとの基準を満たせるかに関心がある。</li> </ul>
・「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」について	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。</li> <li>• そうした事態（議論を蒸し返すこと）は避けたいが、重大な判断を要する事項はこれまで合意されていない。</li> <li>• 交渉参加国がこれまで積み上げてきた交渉の成果から新規参加国もスタートする必要があるという意味。</li> </ul>
・「交渉の進展を遅らせないこと」について	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。</li> <li>• 交渉の進展に貢献し、遅らせないことは参加のための基準である。</li> <li>• 日本を含む交渉参加候補国は「T P Pが目指している高い野心へのコミットメント」及び「交渉の勢いに貢献し、交渉を遅らせないこと」との基準に適合することを明確な証拠をもって示す必要がある。</li> </ul>
・関税撤廃の扱いについて	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交渉対象については、全てを自由化交渉の対象としてテーブルにのせなければいけないことは、各国とも認識を共有。</li> <li>• 長期の関税撤廃などを通じて、いつかは関税をゼロにするというのが基本的な考え方である。</li> <li>• 全品目の関税撤廃が原則、他方、全品目をテーブルにのせることは全品目の関税撤廃と同義ではない。</li> <li>• 90から95%を即時撤廃し、残る関税についても7年以内に段階的に撤廃すべしとの考えを支持している国が多数ある。即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある。</li> <li>• 包括的自由化がT P Pの原則であり、全品目の関税撤廃を目指して交渉を行っている。</li> <li>• 「包括的自由化」の解釈は国によって異なる。</li> </ul>
・「センシティブ品目の扱いや除外」について	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>• センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉次第である。</li> <li>• 全交渉参加国がセンシティブ品目を有しているが、最終的には交渉分野全体のパッケージのバランスの中で決まる。</li> <li>• 除外を認めるべきではないとの合意の下、交渉を進めているが、交渉の最終結果として除外があるか否かは予断できない。</li> <li>• 関税撤廃について特定品目を除外してもいいという合意はない。</li> <li>• 国内産業保護を目的とした除外を得ることは困難。</li> <li>• 現時点で除外を求めている国はない。</li> <li>• 例外なき関税撤廃を実現し、種々のセンシティブティへの対応として7年から10年の段階的撤廃により対応することが、基本的な原則としてすべての交渉参加国で合意されているが、本当にセンシティブな品目の扱いについては今後の交渉を見極める必要がある。</li> <li>• センシティブ品目への配慮は段階的関税撤廃で対応すべき。</li> <li>• 関税割当は、過去に議論されたことはあったが、もはや議論されておらず、現在の議論の対象は関税撤廃をどれだけの時間をかけて行うかである。</li> <li>• 除外については議論していない。</li> <li>• 除外はT P Pの目標と一致しない。</li> </ul>
・オブザーバー参加、交渉条文書の提供	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交渉参加に向けた協議を行っている国のオブザーバー参加は認めない。</li> <li>• 交渉条文書は交渉参加国以外には共有しない。</li> </ul>

[出典]

T P P交渉参加に向けた関係国との協議の結果（米国）（24.2.7 内閣官房など8省庁）

T P P交渉参加に向けた関係国との協議の結果（米国以外8カ国）（24.3.1 内閣官房など5省庁）

T P P協定（日本との協議に関する米国意見募集の結果概要）（24.2 外務省）